

足場の組立て等特別教育のご案内

受付 名古屋東労働基準協会
主催 (一社) 名古屋南労働基準協会

足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務に従事するには「足場の組立て等の業務に係る特別教育」を受けることが義務付けられています。本講習会は作業に就かれる方を対象とした教育内容です。

教育修了者には「修了証」を、事業場には「修了証明書」を交付致します。

★労働安全衛生法第59条第3項（安全衛生教育）

- ・事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

★労働安全衛生規則第36条（特別教育を必要とする業務）

- ・法第59条第3項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。
第39号 足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く）

対象者 足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務に従事する方

日 時 2025年 10月 3日(金) 9:10~16:40

会 場 名古屋市工業研究所 4階第2会議室 熱田区六番町 3-4-41（地下鉄「六番町」徒歩1分）

受講料 会 員 7,100 円 非会員 9,000 円（テキスト・消費税含）

申込方法 下記申込書を Fax 願います
ホームページ『名古屋東労働基準協会』からWEB申込みも可能です
名古屋東労働基準協会 TEL052-890-4466 Fax052-890-4477

振込先 三菱UFJ銀行 堀田支店 普通 656029 名古屋東労働基準協会
※振込手数料はご負担願います

※受講料は、講習開始10営業日前までに振込又は現金持参をお願いします

※講習開始7営業日前を過ぎますと、キャンセル、変更、受講料の返金はできませんので、予めご了承下さい



足 場 の 組 立 て 等 特 別 教 育 申 込 書

会社名	住所 〒
担当者所属	Mail
担当者名前	Tel Fax
受講者氏名(フリガナ)	受講者氏名(フリガナ)
生年月日 年 月 日	生年月日 年 月 日

この受講申込書で頂いた個人情報は講習会の開催に必要な業務等に使用し、目的外の利用を行うことはありません。